管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再要望特定資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090010	小規模多機能型居宅介護事業所管理者要件の緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第6項、第64条第1項	小規模多機能型居宅介護事業所に専従・常勤の管理者を置かければならないとされている。ただし、管理上支障が無い場合は、保険する認知症対応型共同生活介護事業所の職務に従事することも可能とされている。認知症対応型通所介護事業所の職務に従事することは認められない。	現行において小規模多機能型居宅介護事業所管理者の兼務が認められているのは「指定認知症対応型共同生活介護」「指定地域密着型特定施設」「指定小規模多機能型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」の4事業所であるが、これに、同じ地域密着型サービスである「認知症対応型通所介護事業所」を加える。	理由：地域包括ケアの実現には、規模に関わらず各種介護サービスの連携が必要であるが、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型通所介護事業所を合算する場合、それぞれの事業所で従事される介護支援専門員の職種が重複することを避けて、一体的に運営されることが効果的である。また、同じ地域密着型サービス事業所であり、認知症に対応したサービス事業所であることと、管理者要件（所定の研修を修了していること等）が同等であることにより、一体的な運営を図ることができる。	C	Ⅲ	現行制度の現状は、小規模多機能型居宅介護の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護等のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち、居住系サービスである認知症対応型共同生活介護のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち、居住系サービスである小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の兼務を認めているものである。 通所系サービスについては「効率性の観点から、居住系サービスに比べて管理者の業務を認めているものである。 なお、現実問題にある運営委員会の実態については、市町村の判断に委ねられていることであり、特段の制限はなく、複数の事業所が一体的な運営を図ることは現状でも可能である。	右記案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「なじみの関係」とはなぜか、小規模多機能と居住系施設系サービスの連続性を保つことだけに限り、通所系からの規模多機能への連続性は無関係ではないのではないか、そもそもなぜ「居住系・施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものであり、通所系サービスにて拡大することは適当でないか。「居住系」「通所系」という区分でなぜ「認知症対応」という区分だけは来ないのか。同居を何度訴え続けても「現行制度が今ネックになっている」とかと読み取れないので、機能改革時の主旨に沿って再考をお願いしたい。	右記案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行制度は、小規模多機能型居宅介護の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護等のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち、居住系サービスである認知症対応型共同生活介護のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち、居住系サービスである小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の兼務を認めているものである。 通所系サービスについては「効率性の観点から、居住系サービスに比べて管理者の業務を認めているものである。 「なじみの関係」とは、小規模多機能型居宅介護と居住系・施設系サービスの間にしか存在しないものなのか。 また、回答にある「通所系サービスについては効率性の観点から……」とあるが、厚生労働省の調査で、実際的に宿泊サービスを実施している通所系事業所が1割あることが明らかになっている。そして「管理者が重複し関係を保てるためとの理由」の説明は、管理者になるためのサービス研修等を受けさせることで責務が果たせるのではないか。 「通所系サービスにて拡大することは適当でないか。」とあるが、「居住系」「通所系」という区分でなぜ「認知症対応型」という区分だけは来ないのか。同居を何度訴え続けても「現行制度が今ネックになっている」とかと読み取れないので、機能改革時の主旨に沿って再考を願いたい。	右記案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。											
090020	要介護認定の有効期間の延長	介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項・第12項、第33条第1項・第6項 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第38条第1項・第2項、第41条第2項、第50条第1項・第2項、第55条第2項	要介護・要支援認定の有効期間は、更新認定では7月から24ヶ月とされている。	要介護（要支援）認定に関し、現行、最大12ヶ月又は24ヶ月とされている更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、これを最大48ヶ月に延長する。	要介護認定事務の適正化を図る観点から、更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、現行の3～12カ月（新回要介護一今回要介護については24カ月）から3～48ヶ月に延長する。 申請件数が増加する中、人口オーナンスを背景に、要介護認定者は、一気に加速していくことが予想され、要介護認定事務は、客観的にサービス供給量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を保証するために不可欠な仕組みであるが、人的及び財政的な制約下にある自治体にとって、利用者が必要とするサービス提供されるよう、継続的かつ安定的に要介護認定事務を実施していく観点から、制度の改善を図ることが急務となっている。 継続調査実施の合理度の変化、年齢別等の平均介護度のデータでは、介護サービスの提供による身機能・ADL・生活機能の維持とともに、85歳以上の障で介護度は加齢とともに上がるものの、75歳以上の障の変化は極めて緩やかなものとなっている。また、同一介護度の継続期間としては、24ヶ月が多いものの、48ヶ月もかなり長い数値となっている。 現行においても、急性期にある人はもちろんのこと、状態像に変化が予測されるケースに対し、要審査が見直しされたる有効期間を付与することは、当面、介護度が大き く変わることがないと判断されるケースについては、最大48ヶ月の範囲内で有効期間の設定を可能とすることは、利用者、保険者双方にとって有益いえる。	C	Ⅲ	○　介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供することが、最重要である。 ○　状態が安定している等の理由により長期間要介護状態区分が変化しないと認められる者については、平成23年度及び平成24年度の改正において、認定有効期間を延長したばかりであり、その効果・影響が十分に現れていない状況で更なる延長は困難。 ○　介護認定審査会の委員が、主治医見見書等の記載内容から要介護度等の48ヶ月後における状態の安定性を予測することは困難である。 ○　転出した市町村の認定有効期間の設定について、転出先の市町村における取扱いや利用者に混乱が生じるおそれがあるため、他の市町村と認定有効期間の取扱いに差異を設けることは、利用者、保険者双方にとって有益とはいえない。	右記案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	○　介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供することが、最重要である。 ○　要介護状態は不安定の状態ではなく、サービスの利用等によっての変化が当然に起こりうるものである。仮に有効期間が延長された場合、有効期間内に身体状態に変化があり、本来要介護認定区分に変更が必要なが、適切な認定が受けられず必要なサービスが提供されなくなる恐れがある。 ○　現行の要介護状態区分は、有効期間を経過した後に更新認定を受けた者の約4割は、従前の要介護認定区分と変化しない状態であり、認定区分に変化があった者の約6割は、従前の要介護認定区分と比べ、状態像が軽くなっている傾向にあり、その上昇の度合いは極めて緩やかなものとなっている。 ○　有効期間は、特区外では通常の制度が適用されることを周知徹底すれば、利用者等に混乱が生じるのは生じないと考えられない。	右記案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	○　要介護認定は給付の前提になるものであり、利用者への必要かつ適切なサービス、介護支援専門員による適切なケアマネジメントに基づいて提供されるものである。 ○　心身の状態の変化は、介護認定の有効期間の長短に関係なく起こり得るものであり、利用者の状態に即した適切なサービス提供の観点から要介護認定区分の変更が必要なときは、介護支援専門員、主治医、サービス担当者会議等での専門的見地からの意見を踏まえたとで、利用者の意向に基づいて変更申請が行われることとなるよう指導は実施しており、現行の要介護認定有効期間について定期的に更新認定が行われるべきである。 ○　よって、有効期間の延長が、利用者にとって、必要なサービスが提供されない恐れがあるなどデメリットが大きいと言えないこと。		1000100	宇都市	山口県	厚生労働省
090030	金澤町家を活用した旅館における構造設備基準の緩和	旅館業法施行規則令第2条、旅館業法施行規則第5条第1項第5号及び第2項	旅館業法施行規則令「重要伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物である場合は、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けること等を条件に、玄関帳場等の設置義務を課せない。	「重要文化的景観地区」等における伝統的建造物である場合は、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることを条件に、玄関帳場等の設置義務を課せない。 （全国展開された「特例措置番号935号」の対象地区を拡大するもの）	【提案理由】 本市では、北陸新幹線開業に向けて、町家に滞在しながら、全沢の伝統文化に触れながら生活を楽しむ「滞在型観光」を目的とした「金澤ふうライフ提案事業」を実施にあたっては、金澤町家を1棟ごと借りることにより、金沢に長期滞在体感できるほか、地域住民に対しても、町家の魅力や良さを、減少する町家の保存活用にもつながっていくことが期待されるし、しかしながら、現状、このような取り組みは少ない。 町家賃貸市況に対する特区（特例措置935号）の全国展開が、先駆的れた、玄関帳場の設置義務が緩和されたが、対象地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に限定されており、対象地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に限定されていることにより、旧市街地の金澤町家を長期滞在型観光旅館賃貸ハ活用する取り組みを促進しない。 ＜規制緩和の対象地区＞ 現行：重要伝統的建造物群保存地区　→ 特区：文化財保護法第2条第1項第5号、第134条に掲げる重要文化的景観地区 及び、文化的景観地区において市長が特に認めるもの 【代替措置】 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることの他景観の風格の保持を図るための措置が講じられていることなど「重要伝統的建造物群保存地区」における代替措置条件に同じ。	C	Ⅲ	例えば、一棟貸しを行うもの、建物の構造上、または設置に係る費用上、建物内に玄関帳場を設置することが不可能な場合については、重要伝統的建造物群保存地区内にある建物であっても、玄関帳場の設置を義務とする。 また、玄関帳場の設置義務を課せない場合、「重要文化的景観地区」を有しており、全沢城跡周辺中心とした同地区には、表面的町家が多く存在しているが、現在、観光客の誘致活動を中心とした同地区には、表面的町家が多く存在しているが、現在、観光客の誘致活動を中心とした同地区には、表面的町家が多く存在しているが、現在、観光客の誘致活動を中心とした同地区には、表面的町家が多く存在しているが、現在、観光客の誘致活動を中心とした同地区には、表面的町家が多く存在しているが、現在、観光客の誘致活動を中心とした同地区には、表面的町家が多	回答にあるが「重要伝統的建造物群保存地区」等における伝統的建造物である場合は、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることを条件に、玄関帳場等の設置義務を課せない。 ことは、

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各所省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容」の見直し	各所省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見特区区分	「措置の内容」の見直し	各所省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090090	非農林漁業者の農林漁業体験民宿業に係る旅館業法の規制緩和	旅館業法施行令第2条、旅館業法施行令第3条、旅館業法施行令第1条第2項及び第2項	農林漁業者が農山漁業滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第3項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準（農林漁業者以外の農林漁業従事者が年間の延宿泊数33泊以上）は適用しない。	過疎法に基づく過疎地域がある市町村において、非農林漁業者（NPO法人など市場外の者も含む）が、農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町村が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等（消防・保健衛生・特例の必要性）の確保ができると市町村が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。	1.（提案理由） ・農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間（33㎡未満）でも旅館業（簡易宿所）の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の開放度で民宿を開業することができる。一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室面積33㎡未満の場合、開業不可となり農林漁業者と同様の規制緩和の適用を受けられない状況である。 ・地元の農林漁業者は、過疎化、高齢化により、体験民宿の運営が困難なため、NPO法人等に運営を委ねる動きがあることから、農林漁業者の体験民宿の開業の機会を奪うことにはならない。 ・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿は、宿泊を必要とする農作業を伴うことから特例措置が認められており、本提案で想定している体験民宿についても同様の作業を伴うことから、農林漁業者と同様の特例措置を求めるものの。 ・市町村事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等（消防・保健衛生・特例の必要性）について確保ができると市町村が認めた場合に限ってはとの、関係機関と連絡調整のうえ、市町村が宿泊者の安全確保を図る。 ・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿については、過疎指定が発生する可能性はあるものの、過疎指定が発生するまでの期間等（第21次提案最終回答）は各種の理由が無い。	C	Ⅲ	農林漁業者が農林漁業体験民宿を行う場合、農林漁業者を求めながら、その者の暮らしの中で「自宅」で農林漁業体験をさせるものであり、「自宅」の改修も困難であることから、例外的に、客室の延床面積基準を緩和したものである。 他方、非農林漁業者の法人が農林漁業体験をさせる場合は、「自宅」で宿泊させるというものではなく、その営業形態は一般の旅館業者と同様であることから、旅館業における一般の旅館業者と同様の特例措置を求めるものの。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・農林漁業者が運営する農家民宿は、法令上、「自宅」に限定されていない。 ・過疎地域において、ゆとりある体験や滞在を求める都市住民等のニーズに対応できる現況施設は、地域外や県活地域には、ほとんどない状況である。 ・しかしながら、自宅を農業体験用の民宿として使用する場合は、通常の建築基準法や消防法、旅館業法の適用を受けることになるが、「自宅」で宿泊させるというものではなく、その営業形態は一般の旅館業者と同様であることから、旅館業における一般の旅館業者と同様の特例措置を求めることは妥当である。 ・本特区提案の主目的は、都市住民等が農山漁村に滞在し、農作業体験や農村の生活体験などを行う場合は、自宅を使用することは想定できず、延床面積の規定を適用し、現在その的を主な目的とする旅館業とは異なるため、過疎法関係全般とは異なる。 ・上記の例外措置を適用することなく、本提案で提示されている「自宅」の定義を、「農林漁業者の生活の場」と解釈することにならない。	C	Ⅲ	農林漁業者（個人）が自らが暮らす「自宅」に宿泊させる場合は、自らが暮らす自宅の改修は困難であるとされて、「自宅」に泊めたとしても、自己が暮らす「自宅」で宿泊させるものであり、「自宅」に泊めたとしても、「自宅」に泊めたとしても、「自宅」に泊めたとしても

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再要望特反資料	「特区の分類」の再見直し	「特区の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090170	一時預かり事業の基準の緩和	・児童福祉法第6条の3第7項 ・児童福祉法第21条の5 ・児童福祉法第34条の12～14 ・児童福祉法施行規則第36条の33～35 ・子育て支援交付金交付要綱	一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35に規定する設備及び職員配置基準の要件を満たすことが必要である。	一時預かり事業において保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者等まで拡大させる。	保育士に準じる形で保育を行うことができる家庭的保育者（保育ママ）等が、一時預かり事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する（家庭的保育者、幼稚園教諭、看護師、社会福祉士、介護福祉士を資格要件の対象に加える）。 また、県内に105か所ある連携保育園事業を活用して場所の確保を図る。 これにより、人材確保、保育場所の確保により、児童の一時預かり事業が促進されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。 【提案理由】（課題） 生活様式の多様化や核家族化を背景とする子育ての負担感の高まりなどから、長時間の保育ニーズのほか、保育所を利用しない家庭の一時的な保育ニーズに対応することが求められている。 今後の保育ニーズの拡大に伴い、入所児童数に応じて保育所に勤務する保育士数の増加が見込まれる中、一時預かり事業に必要な保育士が不足する可能性がある。	D、F	Ⅲ	一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されている。一時預かりにおいても、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育の専門性を有する保育士が配置される必要がある。 また、保育場所の確保については、児童福祉法施行規則第36条の35各号に定める設備に関する基準等が満たされている場合には、ご提案の通所介護事業所での事業実施も可能である。（D） なお、子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。（F）	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	F	Ⅲ	先に回答したとおりであるが、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されており、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育士養成施設の卒業等により子どもの発達や安全な保育についての専門的知識を修得している保育士が配置される必要がある。 子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。	有	F	Ⅲ	先に回答したとおりであるが、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されており、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育士養成施設の卒業等により子どもの発達や安全な保育についての専門的知識を修得している保育士が配置される必要がある。 子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。	ふじのくに型福祉サービス推進	1028060	静岡県	静岡県	厚生労働省
090180	「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件緩和	平成20年度子育て支援臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月9日文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 別添のA7「地域型保育・子育て支援モデル事業」	安心こども基金管理運営要領に定める「地域型保育・子育て支援モデル事業」の一般市町村モデルにおいて、①必須事件である小規模保育事業との併設について規定し、単独での小規模な放課後児童クラブを実施する場合にも対象とする。②入居要件を10人未満から20人未満へ緩和する。	「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件の緩和を提案する。 ①小規模保育との併設要件をなくし、単独実施の場合も対象とする。 ②会員児童数の要件を、10人未満から20人未満に緩和する。 これにより、地域実情に応じた小規模放課後児童クラブ設置による待機児童の解消が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。 【提案理由】（課題） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉施設に含まれず、施設の設備及び運営・職員配置の法令による基準は設けられておらず、国や県のガイドラインで、望ましい姿を示している状況である。 本年度から、安心こども基金を活用し、待機児童解消「先取りプロジェクト」強化事業の一環として、「地域型保育・子育て支援モデル事業」が設けられ、小規模保育と併設する場合に、小規模な（10人未満）の放課後児童クラブについても補助対象となることとなった。 しかし、小規模クラブへの助成要件として小規模保育併設が必須となっていることから、他施設など既存の社会資源の地域の実情に応じたクラブの展開が推進できないことや、10人以上20人未満であって開設日数が200日～249日の放課後児童クラブへの助成制度がないという問題がある。	D	Ⅳ	地域型保育・子育て支援モデル事業については、小規模な保育事業と地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した機動的な待機児童解消を図ることを目的としている。 このため、小規模な保育事業との併設要件を緩和することはできない。 なお、小規模クラブ（10人未満のクラブ、10人以上20人未満であって開設日数が200～249日のクラブ）については、既に特別交付税の算定対象とされている。 このため、「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件緩和を行わなくても、現行制度において提案の内容は実施可能である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	Ⅳ	待機児童解消は、保育所のみならず、放課後児童クラブも同様に重要な課題であり、小規模な放課後児童クラブの小規模保育併設要件の緩和を再度提案する。 特別交付税の算定においては、市町村実施の小規模な放課後児童クラブ（10人未満）については、総務省が調査する「小規模保育事業等に関する経費に関する調（様式第34号）」において特別交付税の算定基礎とされているので、現行制度で、地域型・子育て支援モデル事業の実施要件を緩和（小規模保育との併設要件の緩和）しなくても、静岡県のご要望に対う社会的ニーズは満たされていると考える。 一方、民間が運営する放課後児童クラブ等への補助については「学童保育の現状および今後の課題」（厚生労働省）において、「学童保育の現状は外に変する経費に関する調（様式第35号）」に記載することとされているが、特別交付税の算定基礎となっており、現行制度では対応できないものと考える。	ふじのくに型福祉サービス推進	1028000700	静岡県	静岡県	厚生労働省
090190	年度途中における保育所面積基準の緩和	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	保育所に係る面積基準等は、従うべき基準とされており、国の基準と同じ内容でなければならない。	・待機児童が多数にとる1歳児に必要な、ほふく室の面積について、年度途中において保育室の面積（1.98㎡）並みに緩和することを可能とする。 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第3号の規定を、通知、事務連絡等の発出により読み替える規定を設ける。	年度途中に増加する保育ニーズに対応するため、2歳児に近い歩行が可能となる1歳児について、年度途中に定員を超えて入所させる場合に限り、2歳児に適用される面積基準（1.98㎡）の適用を可能とする。 これにより、年度途中における待機児童の増加を抑制することができる。 【提案理由】（課題） 待機児童を年齢別に見ると、1歳児が最も多いが、これは育児休業終了時に保育園へ入園できないことが理由となっており、年度途中には、ふらこ園加えて4園向こう。 年度途中の保育ニーズに応じて入所させようとしても、1歳児1人当たりに必要な面積の確保できない場合は、入所が困難となり待機児童の増加につながっている。 1歳児には、ほふく室の面積である3.3㎡が適用されるが、発達の状態としてしておおむね歩行月程度から歩き始めることを踏まえれば、かならずしもほふく室相当とした面積を確保する必要はないと考えられる。	C	Ⅰ	子どもの健やかな育ちを保障し、安全性を確保するためには、ほふく室について1歳児1人につき3．3平方メートル以上の面積の確保が必要であると考えている。 また、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方分共団体の代表を参画した子ども・子育て新システム検討会議（のワーキンゲチームで議論を重ねた上で、法案を提出し、国議会による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した、子ども・子育て関連3法において、保育所の認可制度の改善が図られており、保育所の面積基準、職員配置基準は、直接保育の質に大きな影響を与える基準であるとされ、改正後児童福祉法45条において、引き続き国の基準を従うべき基準とすることとされている。 なお、待機児童対策の観点から、待機児童解消に向けてのドラインに沿の取きもある。海外の保育園の動向を見ても、経口薬剤と鎮静の「保育」は、費用対効果の面から有用とされており、本邦でも将来的な医療費削減に寄与できる。そこで、今後最も鎮静法用が期待され、専門診療における研究体制も整いつつある神経領域や悪性疾患（一次性頭痛、パーキンソン病、脳血管障害後遺症、認知症）や「鎮静疾患群」の対象疾患として現行の医療保険制度の対象疾患としてあるとされた地域医療の現状を目指す。特に上記疾患が「患者の総合的な治療」、「家族支援」、「医療の質」、「医療の効率」の観点から、「医療の総合的な提供」が要求されている。 これらの疾患の治療は